慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	渡部昇一著『東條英機 歴史の証言：東京裁判宣誓供述書を読みとく』
Sub Title	
Author	塩沢, 修平(Shiozawa, Shuhei)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2011
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.104, No.2 (2011. 7) ,p.333(181)- 337(185)
JaLC DOI	10.14991/001.20110701-0181
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20110701-0181

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」104 巻 2 号（2011 年 7 月）

書評

渡部昇一著

『東條英機　歴史の証言
東京裁判宣誓供述書を読みとく』

祥伝社，2006 年 8 月，555 頁

1.　本書を取り上げる理由

本書は，極東軍事裁判における東條英機被告の宣誓供述書の復刊であり，それに渡部昇一上智大学名誉教授が解説を加えたものである。2006 年に出版され，2011 年には文庫版が出ている。

渡部氏は「本書刊行の主なる動機は，東條被告を弁護することが目的ではない」と述べた上で，刊行の理由として以下の五つを挙げている。第一は「大東亜戦争（アメリカ側の言い方では太平洋戦争）の前夜から日本政府の中心にいて，開戦時の総理大臣，陸軍大臣，内務大臣であり，後に参謀総長も兼ねた人物の，大戦に関する詳細な記録であり，これを抜きにしてこの前の戦争を語ることはできないということ」である。第二は，東條供述書は単なる覚え書や日記ではなく法廷文書であり，「敵意丸出しの検事たちが反対尋問していた。少なくとも事実に関するウソはここには入り込めない」からである。第三は，ここにおける東條被告の主張の主要な論点を「東京裁判（極東国際軍事裁判）の法源であったマッカーサー元帥自身が，裁判終結後の約二年半後に，アメリカ上院の軍事外交合同委員会という公式の場で認めたこと」である。第四は，昭和史を見る上での東條供述書の意味である。ここでの内容は昭和史の根幹をなすものであり，本書で語られている「国務と統帥の乖離問題や，ABCD 包囲陣やアウタルキーの問題が中心にこないような敗戦前の昭和史は，頭蓋骨や背骨のない人体のようなものであろう」。第五は，「東京裁判は過去の問題でなく，現代の問題であり，未来につながる問題である」ことである。これらの理由により「昭和史，特に戦争の時代の昭和の時代に関心のある人，また特にその時代の研究者がその立場にかかわらず第一番に読むべき文書であると信ずる」と述べている。

渡部氏は，本書で三つの重要な指摘を行っている。第一は，上記の第三および第五の理由に関した，1951 年におけるマッカーサー証言の重要性である。極東軍事裁判は当時の既存の国際法に基づくものでないことは明らかであり，極東軍事裁判の根拠をマッカーサー自ら否定したことは，この裁判を論じる際に認識する必要がある。しかしこの証言についてはマスコミなどで取り上げられることもないようで，日本ではほとんど知られていないといってよい。

第二は，アウタルキーすなわち自給自足経済という概念が日本の国家の意思決定に与えた重要性，ならびにブロック経済の危険性についての指摘である。アウタルキーでない国家が，他地域のブロック経済化により，原材料の供給を絶たれることは，相手国の高関税政策以上に，近代国家としての存続が不可能となることを意味し，それが国家の意思決定に決定的な影響を与えたという指摘である。

そして第三は，第二の論点を踏まえて，戦後世界経済の基本的枠組みとなったブレトンウッズ体制は，戦争の原因を図らずも示しており，その反省の上に成立したとの指摘である。

本書の構成は，「はじめに」，第一章「昭和十五年の日本と世界」，第二章「三国同盟」，第三章「日米交渉と南部仏印進駐」，第四章「第三次近衛内閣と日米交渉決裂」，第五章「東條内閣成立」，第六章「開戦」，第七章「俘虜取扱いに関する問題について」，第八章「大東亜会議」，第九章「敗戦の責任」，「おわりに」となっている。第一章から第九章までは東條供述書の全文とそれに対応する渡部氏による解説が述べられており，「はじめに」と「おわりに」は渡部氏の見解が述べられている。

なお，本稿における固有名詞などの表記は宣誓供述書に準じている。

2. 開戦にいたる要因

本書における供述の意味と日本の立場についての基本的認識

1941 年当時の日本の意思決定に影響を与えた要因と，意思決定過程における制度的な問題について個別に考察していく。その前に本書における供述の意味を確認する。第一章「昭和十五年の日本と世界」ではまず東條自身の経歴と「政治的責任の地位」について述べている。政治的責任とは「職務範囲内である，従って其事に付きては政治上私が責任を負うべき地位にあるという意味であって，法律的又は刑事的の責任を承認する意味ではありませぬ」。また明治憲法における「国務と統帥の乖離」により，国務の責任者である総理大臣といえども統帥すなわち軍事行動についての指揮命令には関与できず，陸軍の統帥に関する最高責任者である参謀総長を兼任することによって陸軍の軍事行動については職務権限があった時期もあるが，海軍については何の権限も有してはいなかった。そうした制度的な事実を踏まえて検討する必要がある。

また当時の日本がおかれた立場に関する東條の基本的認識については，後述する大東亜会議に出席したタイのワンワイタヤコーン殿下の演説を引用してつぎのように述べている。「当時，東亜民族が列強の植民地として又は半植民地として，他よりの不当なる圧迫の下に苦悩し，之よりの解放を如何に熱望して居ったかはこの戦争中，一九四三年十一月五日，六日東京に開催されたる大東亜会議に於る泰国代表『ワンワイタヤコーン』殿下の演説に陳べられた所により之を表示することが出来ます」として「特に一世紀前より英国と米国とは大東亜地域に進出し来り，或いは植民地として，或いは原料獲得の独占的地域とし，或いは治外法権と不平等条約に依て其独立及主権に種々の制限を受け而も国際法上の互恵的取扱を得るところがなかったのであります。斯くして『アジア』は政治的に結合せる大陸としての性質を喪失して単なる地域的名称に堕したのであります。斯かる事情により生まれたる苦悩は広く大東亜諸国民の感情と記憶に永く留まっているのであります」。

以下，より詳しく見ていく。

人種差別政策

20 世紀前半までの国際社会を特徴付ける根本的な制度的特質のひとつして，欧米社会で公然と取られてきた人種差別政策が挙げられる。そうした状況のなかで「1919 年 1 月より開催せられた第一次世界大戦後の講和会議に於いて我国より国際連盟規約中に人種平等主義を挿入することの提案を為した」が，これに対して，賛成国の方が多かったにもかかわらず，アメリカ大統領ウィルソンは「このような重要なことは多数決ではなく，全会一致で決めるべきだと言って，この案を潰した」のである。

オーストラリア政府は 1901 年に黄色人種の移住禁止という白豪主義の政策を取っている。また 1922 年にアメリカ最高裁は「黄色人種は帰化不可能外国人であり帰化権はない」という判決を行い，すでに帰化した日本人の権利まで剝奪した。さらに日本人移民を排斥する「絶対的排日移民法」が 1924 年に成立している。この法律は，それまでの排日法が州法であったのに対して連邦法であり，同時期にヨーロッパからの移民は毎年何十万人と受け入れていた。

大恐慌への対応としてのブロック経済化とアウタルキー

1929 年にアメリカでは 1000 品目以上の輸入財に最高で 800 %を超える関税を課すホーリィ＝スムート法（スムートホーレイ関税法）が議会を通過し，翌 1930 年に大統領が署名し成立した。

また 1932 年にはオタワ会議（オタワ協定）で，イギリスは植民地との間では関税をほとんどなくすが，域外に対しては高率の関税をかけることなどを決定する。これは自由貿易体制の崩壊とブロック経済化を決定的にしたとされるものである。

こうした一連の動きに関して渡部氏は「日本を

縛ったアウタルキーの概念」を指摘している。「アウタルキーはドイツ語ですが，簡単にいうと自国で出る原料・資源で経済的なことが完結できる政府ということです」「しかしアウタルキーはそのころ，先進資本主義諸国が恐慌から自国経済を保護するために，それぞれ植民地，半植民地を含めて自給自足的なブロック経済を形成したものを指すようにもなります。つまり資源を持てる大国の身勝手な保護貿易主義のことです」として，アウタルキーが可能な国と不可能な国との決定的な差異を日本国民が実感していたことを指摘する。

大東亜政策

こうした一連の世界的な流れのなかで取られた「大東亜政策」について，東條は「第一次世界大戦後世界経済の『ブロック』化に伴い近隣相互間の経済提携の必要から此の政策が唱えられるに至った」と述べている。「其後東亜の赤化と中国の排日政策とに依り支那事変が勃発し……日本は支那事変を解決することを以って東亜政策の骨子とした」「日本の各般の努力にも拘わらず米，英，蘇の直接間接の援蒋行為に依り事態は益々悪化し，日華両国の関係のみに於て支那事変を解決することは不可能であって之がためには広く国際関係の改善に待たねばならぬようになって来ました。日本は之に努力しましたが，米，英は却って対日圧迫の挙に出たのであります。ここに於て日本は止むを得ず一方仏印，泰更に蘭印と友好的経済的提携に努むると共に……平和的手段に拠るものであり，亦列強の理解と協力とに訴えたものであります。然るに日本に対する米英蘭の圧迫は益々加重せられ，日米交渉に於て局面打開不可能となり，日本は已むを得ず自存自衛のため武力を以って包囲陣を脱出するに至りました」。

ここでは日本が取ったさまざまな手段についての認識が，連合国との間でまったくかみ合っていなかったこと，そして日本はつねに後手にまわり，受動的であったことを読み取ることができる。誤解を恐れずにいえば，東條内閣は，きわめて制約された戦略集合をもって，「支那事変」を与件とした「部分ゲーム」を行っていたように思われる。そして，打つ手の効果をことごとく見誤っていたことがわかる。渡部氏は「すべては支那事変から始まったことでした。……その最終決断を支那事変の開始にはまったく関係なかった東條さんがやろうとしているわけです」と述べている。

日米交渉過程

日米交渉について東條は，「自立国家の建設は当時の日本に取っては絶対の課題でありますが之を阻害するものは（1）支那事変の未解決と（2）英米の圧迫であります」「重要物資の大部分は我国は米英よりの輸入に依って居るということが注意せられます。もし一朝この輸入が杜絶すれば我国の自存に重大なる影響があります」と述べている。時系列的に見ると以下のようになる。

1937年 7月　「支那事変」勃発
1939年 7月　アメリカより通商航海条約廃棄通告
1940年 7月　屑鉄・石油等を禁輸品目に追加
　　10月　屑鉄の輸出制限令
1941年 4月18日　日米了解案受け取り
　　5月12日　修正案提出
　　7月25日　在米日本資産凍結
　　7月28日　南部仏印進駐開始
　　8月1日　石油を全面禁輸
　　11月26日　アメリカよりハルノート

東條は「統帥部として恐れたのは，当時の米国の情勢より見て我国が米国の遷延策に乗せぜられることでありました」と述べており，交渉過程において，時間要素がきわめて重要であったことがわかる。アウタルキーが可能なアメリカと，アウタルキーが不可能な日本との差異が顕著に現れており，石油の禁輸以降は，時間が経過すればするほど石油のほとんどをアメリカに依存していた日本は不利となるとの認識だったのである。

さらに，戦後になって知り得たこととして東條はつぎのように述べている。「米国政府は……我

国外交通信の暗号の解読に成功し，日本政府の意図は常に承知」「11 月 26 日『ハルノート』を日本政府は最後通牒と見て居ることが米国側にはわかって居ったこと」「米国は 1941 年 11 月末既に英国と共に対日戦争を決意して居ったばかりでなく，日本より先に一撃を発せしむることの術策が行われたることであります。11 月末のこの重大なる数日の間に於て，斯くの如き事が存在して居ろうとは夢想だにしておりませんでした」。すなわち，アメリカ側が 11 月末の時点ですでに開戦を決意し，日本から先に攻撃させようとしていた意図を，当時の日本側はまったく認識していなかったということである。

そして，開戦の通告に関して東條は「米国政府への手交は必ず攻撃実施前に為すべきこと」と述べているが，外務省，より具体的にはワシントンの日本大使館の怠慢により，真珠湾攻撃開始の後になった。渡部氏は「結果として真珠湾攻撃は，卑怯な日本の不意打ちということになり，アメリカはそれを徹底的に利用」したが，「外務省はその後も，この遅延問題の調査を，正式には行わず」，現代にいたるまで日本人の名誉と日本の国益を損なっている問題であると指摘している。

大東亜会議

先述した大東亜会議とは，開戦後に重光葵外務大臣の提唱で開催されたもので，バー・モー・ビルマ国国家主席，タイ王国首相代理ワンワイタヤコーン殿下，ホセ・P・ラウレル・フィリピン共和国大統領，張景恵満州帝国国務総理大臣，汪兆銘中華民国南京国民政府行政院長，チャンドラ・ボース自由インド仮政府首班などが出席した「きわめて重要な会議でしたが，戦後は一切教えられていない会議です」と渡部氏は指摘している。

この大東亜会議において出された「大東亜宣言」では「大東亜各国は相互にその伝統を尊重し各民族の創造性を伸張し大東亜の文化を昂揚す……万邦との交誼を篤うし人種差別を撤廃し普く文化を交流し進んで資源を開放し以て世界の進運に貢献す」とある。それと連合国による「大西洋憲章」との比較を渡部氏が行っており，「大東亜宣言」は「どう公平に見ても……ルーズベルトとチャーチルによって発表された大西洋憲章よりも歴史的な文書としてははるかに意義深いものです。大西洋憲章は……自分たちの植民地解放には一切触れなかったのです」と述べている。

明治憲法の欠陥

前述したように，明治憲法下においては国務と統帥が乖離しており，政府と陸海の統帥部の間で情報はほとんど共有されず，その双方を掌握するポストがそもそも存在していなかった。また，陸軍と海軍それぞれにおいて，予算や人事を扱う軍政と，軍事行動に関する指揮命令を行う軍令とは乖離していた。軍政の最高責任者は陸軍大臣および海軍大臣であり，軍令の最高責任者は陸軍においては参謀総長，海軍においては軍令部総長であった。そしてそれらを統括する，アメリカでいえば国防長官のようなポストも存在しなかったのである。実際に東條が行ったように，首相と陸軍大臣ならびに参謀総長までは兼任できるが，海軍大臣と海軍軍令部総長は絶対に兼任はできなかったのであり，首相には閣僚の任命権すらなかったのである。こうした体制では，首尾一貫した外交交渉や軍事行動は不可能で，連合国側が主張するような何年にもわたる「共同謀議」は事実上あり得なかったことがわかる。

3. 現在に続く問題

マッカーサー証言の重要性

前述した 1951 年 5 月 3 日アメリカ上院軍事外交合同委員会におけるマッカーサー証言は，「日本は絹産業以外には，固有の産業はほとんど何も無いのです。……綿が無い，羊毛が無い，石油の産出が無い，錫が無い，ゴムが無い……もしこれらの原料の供給を断ち切られたら，一千万から一千二百万の失業者が発生するであろうことを彼らは恐れていました。従って彼らが戦争に突入した目

的は，主として自衛のために余儀なくされたことである（Their purpose, therefore, in going to war was largely dictated by security.）」というものであって，開戦の目的については，東條の主張と同様であるといえる。もちろん手段について，その妥当性を議論することは重要であるが，目的についての主張と混同すべきではない。

自由貿易体制の意義

マッカーサー証言にもあった，開戦の要因とされる日本の窮乏化は，英米をはじめとする列強がアウタルキーをやり始めて資源の囲い込みに入ったからといえる。「戦争の本当の原因がこれであったことは，アメリカもイギリスも，後に気がつくのです」「その何よりの証拠に，戦争が継続しているさなかに，英米主導でブレトンウッズ体制をつくります」という指摘が渡部氏によってなされている。さらに「ただそれを東京裁判で指摘するほど，当時の日本の経済学者の研究は進んでいなかったのです」と述べている。

戦争の責任と敗戦の責任

東條は開戦について「国家自衛のために起つということが唯だ一つ残された途でありました」と述べている。そのなかで「国家自衛のため」はマッカーサーも認めた主張であるが，「唯だ一つ残された途」については異論も多いであろう。「国家自衛のために起つ」以外の選択肢の検討，そして「国家自衛のために起つ」ことの遂行方法の検討は必要である。しかしながらこの点は，「戦争が国際法上より見て正しき戦争であったか否かの問題と，敗戦の責任如何との問題とは，明白に分別の出来る二つの異なった問題であります」という東條の主張に繋がる。

現在にいたるまで，日本における先の戦争を巡る議論の混乱の一因は，「明白に分別」すべきこの二つの問題を混同してきたことにあると思われる。

東條は「第二の問題，即ち敗戦の責任については当時の総理大臣たりし私の責任であります。この意味に於ける責任は私は之を受諾するのみならず真心より進んで之を負荷せんことを希望するものであります」と述べている。戦争の遂行に当たっては東條に限らずさまざまな人々がそれぞれの立場で判断を行っている。その妥当性についての歴史的な検証は必要であるが，敗戦の責任と戦争責任は区別すべきであろう。

渡部氏は「A 級戦犯については，戦後に国会決議があり，もう戦犯はいないということになり，収監中の人たちも全員釈放されたわけです。それは日本が勝手にやったことではなく，サンフランシスコ講和条約第十一条の条項に基づき，日本は関連国に事前の了解をとり，また国会決議をして決められたのです」と明確に事実を指摘している。

先の戦争にはさまざまな意見があるが，共有すべき多くの情報があることは事実であろう。本書はまさにその立場にかかわらず第一番に読むべき文書である。本書を踏まえた上で，70 年前の国家意思決定過程についての研究の発展を望みたい。

塩澤　修平
（経済学部教授）